

基本方針5. 若者の成長と社会的自立に向けた支援

基本施策	施策	no.	事業名	取組内容	所管名
18. 困難を有する若者への支援	50. ニート等若年無業者・引きこもりの若者支援の充実	1	若者総合相談窓口の開設	若者の悩みや不安を一義的に受け付け、適切な支援先につないだり、一人一人に必要な支援を組み合わせる。また、地域福祉推進拠点などと連携し、若者のひきこもりアウトリーチを実施するとともに、一人一人にあった活動支援につなぐことなどを目的とした支援拠点を設置する。	児童青少年課
		2	サポステ対象者に該当しない層の支援（若年無業者就労促進事業）	大学・専門学校を中退予定又は卒業後の進路が未定の人、職業訓練校への進学希望者、育児・家事をしているが就業希望の主婦（主夫）を対象に、地域活動の参加機会の提供や、就労支援を行っている。 大学や専門学校のキャリアセンターや学生相談室のカウンセラーと連携し、在学中・中退後の学生や進路未決の卒業生の支援を行うほか、外国にルーツを持つ若者の就労支援として、日本語教育を実施する。。	児童青少年課
		3	若者と地域をつなぐ機会の創出（若年無業者就労促進事業）	若者が地域の多世代の人と交流できるよう、地域住民との座談会、児童館との連携事業を実施し、地域社会において多様な生き方を実現できるよう支援を行っている。	児童青少年課
		4	八王子市若年無業者就労促進事業協力事業者協定書の締結について	図書館での実習（就労体験）を通じて若者の就労活動をサポートする。 図書館内の配架・整架、資料の修理、窓口業務等の実習を行う。	中央図書館
		5	地域福祉推進拠点との連携	生活上の”困りごと”や、地域での居場所やボランティア活動の情報などのご紹介など、みなさんが気軽にご相談できる「地域の身近な相談窓口」を目指している。	福祉政策課
		6	相談・指導事業 専門医相談 思春期相談	精神科専門医による精神保健福祉相談の実施。	保健所 保健対策課
		7	相談事業 保健師によるこころの健康相談	心の健康の保持増進・精神障害者の早期発見、早期対応への身近な相談機会の提供。地区担当保健師等の一時・継続相談の実施。	保健所 保健対策課
		8	社会復帰促進事業 思春期の課題を抱える家族グループ	ミニ講座や親同士の近況報告を踏まえ、精神保健福祉相談の個別支援と連動してグループ活動を活用することにより家族支援及び当事者の回復を目指す。	保健対策課
	51. 若者の貧困対策の推進	1	就労支援事業	就労支援員が対象者の就労能力や意欲等の状況を総合的に判断し、ハローワーク（就労サポート）や就労アシスト（委託事業）、就労準備支援等の割り振りを行い、適切な就労支援を実施する。 就労アシスト事業：仕事をしたいが中々就職に結びつかない生活困窮者、生活保護受給者などの方に対して、就労意欲を喚起し、その方に合った求人開拓や就職後の定着支援等の支援を行う。	生活自立支援課
		2	就労準備支援事業	「社会参加に不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就職することが難しい生活困窮者または生活保護受給者の方に、就労に必要な知識及び能力の向上を目的としたジョブトレーニング等その方に合った支援を行う。	生活自立支援課
		3	就労訓練事業	すぐに就職をすることが難しい方に、短時間作業等を通じて一般就労に向けたトレーニングを行う就労訓練事業を実施している事業者あっせんし、就労機会の提供を行う。	生活自立支援課
		4	自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている方（生活保護を受給している方を除く）の相談を受けて、支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施する。	生活自立支援課
		5	家計改善支援事業	家計に問題を抱える方の相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことで、相談者自身の家計管理能力を高め、生活再生を支援する。	生活自立支援課
		6	低額診療	受診の必要があるにもかかわらず、医療費の負担が困難な世帯に対して、社会福祉法による「無料低額診療」をあっせんする。	生活自立支援課

基本施策	施策	no.	事業名	取組内容	所管名
18. 困難を有する若者への支援	51. 若者の貧困対策の推進 (前頁の続き)	7	被保護者自立促進事業(次世代育成支援)	生活保護世帯に対して自立支援に要する経費の一部を支給する。	生活福祉総務課、生活福祉地区第一課、生活福祉地区第二課
		8	ごみ袋無料配布	生保世帯や児童扶養手当受給世帯等にごみ袋を無料で配布する。	ごみ減量対策課
		9	住居確保給付金支給	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある者に対して原則3か月(一定の条件のもと延長・再延長あり)家賃相当額を支給することで住居及び就労機会の確保を支援する。(資産・収入条件あり)	生活自立支援課
		10	教育支援資金貸付	所得の少ない世帯に対して、高校・大学等への進学や就学資金の貸付を行う。(八王子市社会福祉協議会で実施)	生活自立支援課
		11	奨学金の支給	高等学校等に在学し、成績良好、心身健全で、かつ経済的理由により修学困難な方に対し、奨学金を支給する。月額1万円(返済不要)	教育支援課
		12	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生等に塾費用や受験料を無利子で貸付を行う。(高校大学等に入学した場合は返済免除)(八王子市社会福祉協議会で実施)	生活自立支援課
	52. 若者の非行防止や立ち直り支援の推進	1	青少年サポートネット・はちおうじによる支援	家庭環境や住環境により非行など様々な悩みや問題を抱え、または居場所を失っている青少年に対し、更生保護などの関連する機関が相互に連携し、相談、学習支援、体験活動、居場所の提供を行うことにより、青少年の立ち直りを支援している。	児童青少年課
		2	自殺対策の推進	自殺に対する予防と正しい理解の普及を図るため、ゲートキーパー講習会や自殺未遂者支援のための地域連携会議の開催に加え、イベントでの啓発を行う。	保健所 保健対策課
		3	八王子市自殺対策の啓発	八王子市自殺対策CMの放映 自殺対策強化月間には、八王子市保健所にて看板掲示 ※明星大学デザイン学科との連携によるもの	保健所 保健対策課
		4	青少年育成指導員による活動	1.非行防止(巡回)活動 2.環境浄化活動 3.相談・育成指導活動 4.実態調査活動 5.広報・啓発・講演会開催活動 6.研修活動 7.情報交換活動	児童青少年課
		5	薬物乱用防止啓発パンフレットの配布	生活に困りごとや不安を抱えている方(生活保護を受給している方を除く)の相談を受けて、支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施する。	保健所 生活衛生課
	53. 障害等のある若者支援の推進	1	相談・指導事業 専門医相談 思春期相談(再掲)	精神科専門医による精神保健福祉相談の実施。	保健所 保健対策課
2		相談事業 保健師によるこころの健康相談(再掲)	心の健康の保持増進・精神障害者の早期発見、早期対応への身近な相談機会の提供。地区担当保健師等の一時・継続相談の実施。	保健所 保健対策課	
3		特別支援教育 特別な支援を要する子どもへの切れ目のない支援体制の構築	学校教育部、医療保険部、子ども家庭部、福祉部が連携して、はちおうじっ子・切れ目のない支援事業(マイファイル)により、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を整備する。	教育支援課	
4		八王子市障害者就労・生活支援センターふらん	障害のある方の生活の質の向上を目指すしくみとして、一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面を一体的に支援する。	障害者福祉課	

基本施策	施策	no.	事業名	取組内容	所管名
18. 困難を有する若者への支援	53. 障害等のある若者支援の推進 (前頁の続き)	5	ぶるーむ(身体障害者運動教室)	理学療法士や運動指導員の指導のもと、気持ちよく体を動かし交流する	南大沢保健福祉センター
		6	社会復帰促進事業 精神障害者個別アセスメントグループ(精神保健グループ)	社会復帰の第一歩の参加の場。個別支援とグループワーク支援を通して利用者に適した社会復帰の在り方を検討する。	保健対策課
		7	公園等清掃委託(福祉的就労支援)	一般就労の機会の得にくい障がい者を対象として、委託業務作業を通じて就労訓練、生活訓練等のウォーミングアップを行い、一般就労へとつなげていくことを目的とした公園清掃の年間委託。	公園課
		8	図画工作(知的障害者・児教室)	花や野菜などの水彩画や粘土で表現を楽しむ	南大沢保健福祉センター
		9	リズム(知的障害者教室)	リズムに合わせて体を動かしたり、歌や楽器を楽しむ	南大沢保健福祉センター
19. ミライへ歩むすべての若者の健やかな成長を支える活動支援	54. 若者に対するキャリア形成支援	1	就業支援	就職に関する相談、面接会、セミナー等を実施し、求職者の就業を支援	産業政策課
		2	就業支援(雇用奨励金)	就業ブランクがある方の雇用に関し、ハローワークのトライアル雇用制度を活用後、該当者(男性については45歳未満)を3ヶ月以上常用雇用した市内事業者に対し5万円の奨励金を交付	産業政策課
		3	若者の就職促進(若者奨励金)	市内中小企業の若手人材確保のため、対象者に最大10万円の奨励金を交付	産業政策課
		4	中小企業職場環境づくり支援	中小企業における人材の定着を図るため、市内中小企業等に就職した若者を対象に、ビジネスマナーの習得や意欲の向上と企業を超えた横のつながりをつくることを目的とした合同研修を行う。東京都と連携し、事業者や労働者に対してセミナーを実施する。	産業政策課
		5	若者の就職促進(はちおうじ就職ナビ)	市内企業の魅力を発信するWebサイトの運営	産業政策課
		6	再就職支援講座	八王子市と東京しごとセンター多摩と共催で、結婚・出産・育児などで一度仕事を辞めた女性を対象に、再就職支援の講座を行った。	男女共同参画課
		7	青年就農給付金	就農直後(5年以内)の経営確立を支援するため給付金の支給	農林課
	55. 若者の生きやすさにつながる環境整備	1	消費生活相談	身に覚えのない架空請求、マルチ商法、タレントまがい商法、ポイント電話等、若者が狙われやすい悪質商法に関する相談や、啓発を実施する。	消費生活センター
		2	女性のための相談	女性の抱えるさまざまな悩みや問題について対応している。電話相談のほかに専門相談(弁護士・カウンセリング・相談)がある。	男女共同参画課
		3	シングルマザー応援講座	ひとり親家庭の女性に対し、将来子どもにかかるお金の話や就労に関する講義を行う。参加者同士の交流も行っている。	男女共同参画課

基本施策	施策	no.	事業名	取組内容	所管名
19. ミライへ歩むすべての若者の健やかな成長を支える活動支援	55. 若者の生きやすさにつながる環境整備 (前頁の続き)	4	LGBT電話相談	セクシュアル・マイノリティのための電話相談。自分の性や性的指向に伴う相談をはじめ、さまざまな相談に応じている。本人、家族、友人、教員などどなたでも相談できる。	男女共同参画課
		5	在住外国人サポートデスク	外国人市民に関する生活・コミュニケーションに関する相談や暮らしの情報提供を行う。	多文化共生推進課
		6	交通安全教育	保育、幼稚園児への交通安全教室、小学校3年生を対象にした自転車安全運転免許証発行事業、小学校5年生を対象にした自転車安全教室、中学生を対象にしたスクエアドストレイト的手法による自転車安全教室を実施する。	交通事業課
		7	市民食育講座	国の定めた6月の食育月間に市民食育講座を開催し、食育に関する普及啓発を行う。	健康政策課
		8	居住支援協議会の運営	住宅確保要配慮者向け住宅、協力不動産店情報及び居住支援サービス情報の提供や相談会及び窓口を通じたマッチングにより住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。	住宅政策課
		9	自習室の設置	中央図書館では、施設内2か所Wi-Fi環境が整備された自習スペース（合計70席）がある。生涯学習センター3館（クリエイティブホール、南大沢分館、川口分館）では、土日祝日と学校長期休業期間に自習室「フリースペース」事業を実施している。	中央図書館、学習支援課
	10	広報「はちおうじの教育」の発行、市ホームページ及びフェイスブックの活用	保護者や地域住民に対し、教育施策に関する情報やお知らせ、イベント情報などを掲載する。	学校教育政策課	
	56. 若者の生きる力を養う体験・活動の場の提供	1	生涯学習推進プランにおける若者を対象とした体験活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施における参加者体験型プログラムの促進 ・男女共同参画、多文化共生推進推進のための人材育成 ・大学の力を活かした学習機会の充実 	生涯学習政策課
		2	若者の文化・芸術分野における活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・東京交響楽団PJ ユースオーケストラワークショップとコンサート ・学生演劇フェスティバル ・東京都高等学校吹奏楽の響演～響き渡る～ ・伝統文化ふれあい事業 	学園都市文化課
		3	大学コンソーシアム八王子事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学生企画事業補助金（学生による地域貢献活動支援） ・夏休み子どもいちょう塾 ・学生発表会におけるまちづくり分野の提案 	学園都市文化課 (大学コンソーシアム八王子)
4		ひとり親家庭医療費助成を受けている方の入館料・観覧料免除	ひとり親家庭医療費助成制度の医療証を入館時に提示することで、入館料とプラネタリウム観覧料が免除される。	こども科学館	
57. 若者による地域活動の情報共有・発信の推進	1	大学コンソーシアム八王子事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の地域活動情報の発信 	学園都市文化課 (大学コンソーシアム八王子)	

基本施策	施策	no.	事業名	取組内容	所管名	
20. 地域とともに若者を支えるネットワークづくり	58. 支援機関同士をつなぐ機能の充実	1	若者総合相談窓口を核とした支援機関を結ぶネットワークづくり	若者をめぐるさまざまな悩みは、複数分野の行政サービスを組み合わせることで解決につながるが多いため、支援機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、地域全体としての若者の支援機能を向上させる。 協議会・ケースカンファレンスの開催を随時行う。	児童青少年課	
		2	生活困窮者自立支援ネットワーク会議	庁内関係所管のほか庁外関係機関（ハローワーク・社会福祉協議会・民生委員・児童委員）と事業に関する情報共有、地域における支援体制の検討を行い、生活困窮者に対する包括的な支援を効果的に実施することを目的とした会議を開催している。	生活自立支援課	
		3	はちおうじっ子・切れ目のない支援事業庁内検討委員会	乳幼児期から就学、進学、就労などの節目でだれもが困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援を行う事業の適切な運用を図るため、検討委員会を設置し、関係所管による横断的な意見交換等を行っている。（関係所管：総合経営部、医療保険部、子ども家庭部、産業振興部、学校教育部）	障害者福祉課	
	59. 中学、高校、大学等との連携による支援の充実	1	義務教育終了後、進路未定者への情報提供	若者への切れ目のない支援を実現するため、生活困窮者への支援メニューやひとり親支援メニューも含めたチラシを作成し、中学3年生及び定時制高校の教員などへ配付する。また、定時制高校の先生と情報交換会を行う。	生活自立支援課	
		2	高校、大学等中退予防・中退後の支援	高校・大学等内の相談センター等支援機関からの情報により、中退予防の支援又は中退後の若者に必要な支援を早期に実施し、早期対応につなげる。	児童青少年課	
	21. 若者たちとともにつくる八王子のミライ	60. 若者の声をまちづくりに活かす仕組みづくり	1	大学生によるまちづくり提案事業	学生の自由な発想や意見を八王子市政や地域活性化につなげるため、学生が八王子市長や産業界の審査員に直接提案できる場。	学園都市文化課
2			高校生によるまちづくり提案事業	若い世代の意見は、これからのまちづくりのヒントになるとともに、若者自身にとって意見発表する経験は、達成感や自己肯定感を得られる機会ともなる。また、2022年には改正民法が施行され、「18歳成人時代」も到来することから、高等学校では主権者教育等も展開されている。こうした動向を踏まえ、高校生がまちづくりへの提案や関心事などを発表する機会を新たに設ける。	児童青少年課	
3			若者の声を市政に活かす事業実施に向けた準備		広聴課	
4			市政世論調査	無作為抽出した市民5,000人へのアンケート調査により、市民の生活意識及び施策に対する評価等を継続的に把握し、本市のまちづくりに活用する。	広聴課	
5			市政モニター	市政モニター100名に対して市政の特定のテーマについてのアンケートを実施し、意見や提案と広く市政に反映させる。	広聴課	
6			市各種審議会への若者の参加	（仮称）八王子市町会・自治会等の活動・活性化の推進に関する条例策定検討会（平成30年度）ほか	各課	
61. まちづくりのパートナーとしての若者との連携・協力の推進		1	地域と大学等との連携・協力事業の推進	・東京造形大学フラッグギャラリープロジェクト ・IFSCボルダリングワールドカップ八王子2018における通訳 ・高雄ランタンフェスティバルへのパフォーマンス団派遣	学園都市文化課	
		2	青少年サポートネット・はちおうじによる大学生等による活動支援	子ども若者の非行防止と立ち直り支援のため、保護司会や大学生を中心としたボランティア団体等で構成される「青少年サポートネットはちおうじ」に委託している学習支援活動や社会体験活動や啓発活動を充実する。	児童青少年課	
62. 若者の活動を支援する拠点づくり		1				